



金沢市公報

号外第15号

平成17年(2005年)5月19日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
公 告	
金沢駅武蔵北地区第一種市街地再開発事業 (第四工区) 特定建築者公募について (再開発課)	1

公 告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第99条の3第1項の規定により、金沢駅武蔵北地区第一種市街地再開発事業(第四工区)の特定建築者を公募するので、都市再開発法施行規則(昭和44年建設省省令第54号)第34条の2第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年5月19日

金沢市長 山 出 保

1 事業の名称

金沢駅武蔵北地区第一種市街地再開発事業(第四工区)

2 施行者の名称

金沢市

3 応募者の資格

- (1) 特定施設建築物を建築するのに必要な資力及び信用を有する者又はその条件を満たす共同企業体
- (2) 特定建築者が取得することとなる施設建築物の一部の所有を目的とする施設建築敷地の共有持分の譲渡の対価の支払能力がある者又はその条件を満たす共同企業体
- (3) 平成17年5月19日から同月27日までの間、金沢市の入札において指名停止期間中でない者であり、かつ、新潟、富山、福井、石川各県における国、県及び市町村の入札においても指名停止期間中でない者(共同企業体にあつては、構成員のすべての者が該当しないこと。)
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者(共同企業体にあつては、構成員のすべての者が該当しないこと。)
- (5) 参加申込書の提出日までに納期限の到来した市税及び1月前までに納期限の到来した国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)を完納している者(共同企業体にあつては、構成員のすべての者が該当すること。)

4 募集の概要

(1) 事務局

〒920-0852 金沢市此花町3番2号 ライブ1ビル2階

金沢市都市整備局再開発課

電話 076-223-2454 F A X 076-224-2618

(2) 応募期間

平成17年5月19日(木)から同月27日(金)まで

(3) 募集要項等の入手方法

事務局で直接交付を受けるか、郵便で事務局へ請求し、又は金沢市ホームページを閲覧すること。

(4) 提出書類

参加申込書及び参加資格を証明する書類

(5) 応募方法

事務局あて書留による郵送又は持参

(6) 参加資格者の決定

提出書類に基づき参加資格の有無を審査し、参加資格者を決定し、応募者に通知する。

(7) 事業提案書の提出

参加資格者は、平成17年6月17日(金)までに事業提案書を提出する。

5 特定建築者の選定及び決定

事業提案書及び参加申込書類により、別に定める選定委員会による選定結果に基づき、石川県知事の承認を受けた後、参加資格者の中から特定建築者を決定する。

平成17年(2005年)5月19日 印刷
平成17年(2005年)5月19日 発行

発行人
発行所
印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄